

特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定の民間再開発事業認定事務施行細則の廃止（概要）

1 廃止概要

令和5年4月1日施行の租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正により、「特定の民間再開発事業制度」に係る認定事務が廃止されたことから、「特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定の民間再開発事業認定事務施行細則」を廃止する。

2 施行日

公布の日から施行する。